

令和6年度 甲種防火管理新規講習【案内】

峡北広域行政事務組合消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令第3条第1項第1号イの規定により、消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理新規講習です。

2 受講対象者

防火対象物の種別		収容人員	延面積	必要な資格
特定用途 防火対象物	老人ホーム グループホームなど	10人以上	全部	甲種防火管理者
	劇場・店舗 飲食店・ホテル 病院など	30人以上	300㎡以上	甲種防火管理者
300㎡未満			乙種防火管理者	
非特定用途 防火対象物	共同住宅 学校・工場 事務所 など	50人以上	500㎡以上	甲種防火管理者
			500㎡未満	乙種防火管理者

※上記防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる地位にある方。

3 講習の日時及び定員

(1) 日 時

令和6年11月14日(木)・15日(金)の2日間

※両日ともに午前9時00分から午後4時10分まで

(2) 定 員：50名(定員になり次第締め切ります。)

4 講習場所

韮崎市龍岡町下條南割1895

峡北広域環境衛生センター(エコパークたつおか)

5 受講申請書の受付

(1) 日 時：令和6年10月21日(月)から25日(金)までの5日間

午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場 所：韮崎市本町四丁目8番36号

峡北広域行政事務組合 消防本部2階 予防課内

6 受講申込

(1) 申請書

受講希望者は、申請書を添えて申し込んでください。申請書は峡北広域行政事務組合消防本部予防課及び管内の消防署・分署に用意してあります。

また、当消防本部ホームページからもダウンロード可能です。

なお、申込みは予防課窓口のみです。

※代理人による申込みは可能ですが、郵送等での申込みはできません。

(2) 申請書への写真添付

縦4cm×横3cmの大きさを6ヶ月以内に撮影した単身、脱帽、正面上半身で無背景の写真1枚（白黒、カラー問わず）を添付してください。

(3) 受講料

4,000円（テキスト代含む）は講習会初日の受付の際に徴収いたします。

※受講申込時に受講票を発行し、テキストは当日お渡しいたします。

7 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習科目が免除できますので、資格の免状を添えて申請してください。

対象者	受講免除科目
消防設備点検資格者講習修了者	防火管理の意義と制度の概要
自衛消防業務講習修了者	

8 注意事項

- (1) 受講当日は、筆記用具及び受講票を必ず持参してください。
- (2) 全課程（2日間）を修了した方に「修了証」を交付します。
- (3) 昼食は各自で用意してください。（会場内で飲食可能ですが、ゴミのお持ち帰りにご協力ください。）
- (4) 2日目の講習は、消火器の取扱い訓練、煙体験ハウスによる疑似体験訓練を行いますので、動きやすい服装、履物で受講してください。

9 問い合わせ先

峡北広域行政事務組合 消防本部 2階「予防課」

韮崎市本町四丁目8番36号

電話：0551-23-7119

ホームページ <http://www.kyohoku-koiki.jp/>